（承継の届出）

第十一条　法第十五条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第十三による届出書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　法第十五条第一項の規定により特定物質等の製造の事業の全部の譲受けによつて許可製造者又は確認製造者の地位を承継した者にあつては、様式第十四による書面及び当該譲受けの事実を証する書類

二～五　［略］

（許可製造数量の減少の処分の要件）

第十二条　法第十六条第二項の経済産業省令で定める要件は、許可製造者の特定物質等の製造能力によつては当該規制年度内に当該規制年度に係る許可製造数量の全量を製造することができないことが確実となつた場合とする。

（特定物質等の輸出に関する届出）

第十二条の二　［略］

（帳簿）

第十三条　法第二十四条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　特定物質等の種類別及び月別の国内出荷量

二　特定物質等の種類別の国内出荷単価

三　特定物質等の種類別及び月別の月末在庫量

四　特定物質等を製造するための原料の月別の仕入量並びに月別及び特定物質等製造設備別の使用量

五　特定物質等を仕入れる許可製造者にあつては、特定物質等の種類別及び月別の仕入量

六　特定物質等を輸入する許可製造者にあつては、特定物質等の種類別及び月別の輸入量

七　特定物質等の自家消費を行う許可製造者にあつては、特定物質等の種類別、用途別及び月別の自家消費量

（承継の届出）

第十一条　法第十五条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第十三による届出書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　法第十五条第一項の規定により特定物質の製造の事業の全部の譲受けによつて許可製造者又は確認製造者の地位を承継した者にあつては、様式第十四による書面及び当該譲受けの事実を証する書類

二～五　［略］

（許可製造数量の減少の処分の要件）

第十二条　法第十六条第二項の経済産業省令で定める要件は、許可製造者の特定物質の製造能力によつては当該規制年度内に当該規制年度に係る許可製造数量の全量を製造することができないことが確実となつた場合とする。

（特定物質の輸出に関する届出）

第十二条の二　［略］

（帳簿）

第十三条　法第二十四条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　特定物質の種類別及び月別の国内出荷量

二　特定物質の種類別の国内出荷単価

三　特定物質の種類別及び月別の月末在庫量

四　特定物質を製造するための原料の月別の仕入量並びに月別及び特定物質製造設備別の使用量

五　特定物質を仕入れる許可製造者にあつては、特定物質の種類別及び月別の仕入量

六　特定物質を輸入する許可製造者にあつては、特定物質の種類別及び月別の輸入量

七　特定物質の自家消費を行う許可製造者にあつては、特定物質の種類別、用途別及び月別の自家消費量

2　法第二十四条第一項の規定による帳簿の記載は、特定物質等の種類別及び月別の製造量並びに種類別、仕向地別及び月別の輸出量が明らかになるようにしなければならない。

3・4　［略］

（光ディスクによる手続）

第十七条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク及び様式第二十の光ディスク提出票を提出することにより行うことができる。

一　第四条第二項に規定する申請書及び同項の規定による添付書類	様式第二十三及び添付書類
二　第五条に規定する届出書	様式第二十四
三　第六条に規定する申請書及び同項の規定による添付書類	様式第二十五及び添付書類
四　第七条に規定する申請書及び同項の規定による添付書類	様式第二十六及び添付書類
五　第八条第一項に規定する申請書及び同項の規定による添付書類	様式第二十七及び添付書類
六　第九条に規定する届出書	様式第二十八
七　第十条に規定する届出書及び同項の規定による添付書類	様式第二十九及び添付書類
八　第十条の二に規定する申請書及び証明書	様式第三十
九　第十条の三に規定する申請書及び証明書	様式第三十一
十　第十条の四に規定する届出書	様式第三十二
十一　第十一条に規定する届出書及び同項の規定による添付書類	様式第三十三
十二　第十二条の二に規定する報告書	様式第三十四
十三　第十四条に規定する報告書	様式第三十五

2　法第二十四条第一項の規定による帳簿の記載は、特定物質の種類別及び月別の製造量並びに種類別、仕向地別及び月別の輸出量が明らかになるようにしなければならない。

3・4　［略］

（フレキシブルディスクによる手続）

第十七条　次の表の上欄に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を同表の下欄に掲げる様式により記録したフレキシブルディスク及び様式第二十二のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

第四条第二項の申請書及び添付書類	様式第二十三
第五条の届出書	様式第二十四
第六条の申請書及び添付書類	様式第二十五
第七条の申請書及び添付書類	様式第二十六
第八条第一項の申請書及び添付書類	様式第二十七
第九条の届出書	様式第二十八
第十条の届出書及び添付書類	様式第二十九
第十条の二の申請書	様式第三十
第十条の三の申請書	様式第三十一
第十条の四の届出書	様式第三十二
第十一条の届出書	様式第三十三
第十二条の二の報告書	様式第三十四
第十四条の報告書	様式第三十五